

悪質商法や架空請求など 消費者トラブルのご相談は

泣き寝入りは
188(いやや)
と覚えてね!

消費者ホットライン
(ナビダイヤルサービス)

お近くの相談窓口(市町村または県消費生活センター)につながります。



い
1
や
8
や
8



通信販売のトラブルに注意!

定期購入トラブル

1回限りのお試しだと思ってインターネットで注文したら、複数回購入が必要な定期購入の契約だった、という相談が引き続き多く寄せられています。

学徴
消
えい
著
学徴
深



通信販売を利用するときは最終確認画面*を必ず確認しましょう。

最終確認画面のチェックリスト

- 定期購入が条件になっていませんか?
- (定期購入が条件の場合) 契約期間や購入回数が決まられていませんか?
- 支払い総額はいくらですか?
- 解約・返品できるか、できる場合はその条件を確認しましたか?
- 利用規約の内容を確認しましたか?
- 最終確認画面のスクリーンショットを保存しましたか? (証拠保全のため)

通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。返品については事業者が決めた特約に従うことになります。事前に返品の可否や条件をよく確認しましょう。

※令和4年6月の特定商取引法改正により、販売業者等は取引における基本的な事項について、最終確認画面で明確に表示することが義務付けられました。

ご注文の最終確認
お申込み内容

定期購入5回お届けコース

初回	500円
2回目	5,000円
3回目	5,000円
4回目	5,000円
5回目	5,000円

お支払い総額 20,500円

中途解約について

- ・途中で解約される場合は、次回発送日の7日前までにお電話で連絡ください。
- ・連絡をしないで受取拒否をされた場合、キャンセル料を請求します。

注文確定

県設置 消費者相談窓口専用ダイヤル (直通電話)

名称	電話番号	電話相談ができる曜日	受付時間
県消費生活センター	☎0985-25-0999	月曜日から土曜日(祝日及び年末年始を除く。)	午前9時 ～ 午後4時30分
// 都城支所	☎0986-24-0999	月曜日から金曜日(祝日及び年末年始を除く。)	
// 延岡支所	☎0982-31-0999	月曜日から金曜日(祝日及び年末年始を除く。)	

(注) 来所相談は、月曜日から金曜日です。必ず事前に電話でご相談ください。



宮崎県消費生活センター

🔍 検索





あの手この手の



悪質商法にご用心!

悪質業者があなたを狙っています。「自分は大丈夫!」と思っていないですか? 手口もだんだん巧妙化し、気づかないうちに被害にあっていたこともあります。被害にあわないように、『消費者知識』をしっかりと身につけましょう。

火災保険金請求サポート

保険金の45%を報酬としていただきます

修理代が足りない!

損害保険会社にまず相談!!

保険金の請求は自分で申請!

高額なサポート料を払って家の修理ができますか?

宅配便の不在通知

何か注文したかな?

●月×日(月)10:00
お客様宛にお荷物のお届けにありましたが不在の為持ち帰りました。下記よりご確認ください。
<http://●●●.com>

宅配便の不在通知を装った偽のSMSは開かない。個人情報を入力しない!!

SNSきっかけのトラブルー投資ー

暗号資産の売買で資産を増やせるよ!

SNSで知り合った相手は、本当に信用できる人? 利益が出たけど出金できない?!

SNSきっかけのトラブルー副業ー

楽しんで稼げる!

楽しんで稼げる...そんな話ホント? 高額なサポート契約後、残ったのは借金!

美容医療サービストラブル

今日はカウンセリングだけのつもりだったのに!

今すぐ施術しなければ間に合わない!

不安をおおられても、その場で契約・施術はしない。施術前にリスクや副作用の確認を!

強引な訪問購入

貴金属はありますか?

不用品、何でも買い取ります? 本当の目的は貴金属!

※このほかにもいろいろな手口があります。

こんなときには、**すぐ相談!! 宮崎県消費生活センター**

